

主な意見の内容と本市の考え方

1 全般に関すること（96件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものことを第一に考えて基本方針を決めてほしい。 ・基本方針からは京都市が子どもの育ちをどう考えているのか、どのような子どもを育てたいのかという理念が見えてこない。 ・すべての子どもが公平に育ちの支援、教育が受けられるよう、行政の試行錯誤の犠牲になることがないように取組を進めていただきたい。 ・これからも安心して仕事ができる、子どもたちも安心して過ごせる環境であってほしい。 ・子どもの育ち、保育に格差が生じないようにしてほしい。 ・実際、基本方針（改定版）に基づき取組をスタートすると、問題も出てくると思うが、前向きで良いと思う。 ・市営・民営の枠を越えて、京都市全体の保育の向上に力を注いでほしい。 ・市営保育所は、幅広くあらゆるニーズに対応するセーフティネット的な役割を果たすべきだ。 ・公民の役割分担とはどういうことなのか、どのような役割の違いがあるのか、分からない。 ・民間移管が進んでいくのであれば、市営保育所の保育がどのような形で残されていくのか、もう少し市民に分かりやすく提示してほしい。 	96	<p>保育所には、「子どもの最善の利益」（児童の権利に関する条約第3条）に基づき、利用者の多様なニーズに応え、入所児童の保育や保護者への支援に取り組むとともに、地域における最も身近な子育ての専門機関として、すべての子どもとその家庭を支援する役割を果たすことが求められています。</p> <p>本市では厳しい財政状況下にあっても、増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため、多額の予算を投入し、保育所等の整備を進めるとともに、国基準を上回る保育士の配置と処遇の改善を図っています。</p> <p>子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）導入後においても、引き続き本市全体の保育水準の維持向上を図るため、公・民の役割分担を見直し、公・民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>市営保育所については、「民間でできることは民間で」という方針の下、行政直営の保育所として、障害のある子どもへの対応をはじめ、虐待の早期発見・早期対応や未然防止等につなげるための地域の子育て家庭に対する支援等に加え、広域的な地域の子育て支援拠点としての役割を担い、子育て家庭への支援の充実に向け取り組みます。</p> <p>また、一部の市営保育所について、幼保連携型認定こども園にモデル的に移行し、幼児期の学校教育・保育の総合的提供及び実践例の提示を行うことにより、認定こども園への移行を検討する事業者への支援に取り組みます。</p>

2 保育の質の向上に関すること（57件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・市営保育所の保育運営，安全対策，危機管理等のマニュアルをまとめ，京都市の保育のスタンダードを作ってほしい。 ・京都市は民間保育園の資質向上に真剣に向き合い，しっかり指導をしていただきたい。 ・市営と民間の保育士が共に学び，互いの意見を交流し合うことが今後の京都市の保育の質を高めるうえで大切ではないかと思う。 ・保育士が不足しているのに民間園を増やして充実した保育ができるとは思えない。 ・保育の質の発展どころか，維持すら期待できない。 ・保育の質が低下しないか，子どもにしわ寄せがいかないか心配だ。 	57	<p>本市の保育所入所児童の約9割が民間保育園によって保育の提供を受けており，公民ともに「保育所保育指針」に即し，適切に保育を実施しています。</p> <p>市営保育所では，保育の質を担保するとともに，更なる向上を目指すための具体的な取組の基本となる事項を取りまとめた「市営保育所保育のガイドライン」を作成するとともに，これを本市のホームページに掲載し，広く情報発信を行っています。</p> <p>また，保育の質の担保・向上を図るため，毎年度，障害児保育，食育の推進，食物アレルギー対応，保健衛生などをテーマとして，本市主催の研修会を行うほか，京都市保育園連盟が実施する研修に対し助成を行っています。</p> <p>さらに，京都市保育士会と合同で保育士に対する研修を実施するなど，市営保育所と民間保育園との情報交換や交流の促進に努めています。</p>

3 認定こども園への移行に関すること（69件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・保育内容がより充実し、より教育的な内容に変わることはうれしいことだ。 ・良い人材が育つよう教育にも力を入れていただく必要がある。 ・新制度に対応し幼保連携型認定こども園に移行することは、これからの子どもの育ちを支えるうえで重要なことだ。最終的にはすべての園が移行するべきだ。 ・新制度への移行に当たって、モデルとなる施設として、市の取組を見てみたい。 ・一般市民にも実践例を分かりやすく提示してもらえたら、認定こども園に対する理解が深まると思う。 ・認定こども園については、様々な問題点が指摘されており、幼稚園と保育園の良いところを併せ持つという評価はあまりに短絡的だ。 ・保育園、幼稚園ともに保育と教育のいずれにおいても十分な役割を果たしてきている。認定こども園へのモデル的な移行を市が率先してする意味が分からない。 ・市営保育所は、事業者と利用者の直接契約となる認定こども園へのモデル的移行を行うべきではない。 ・具体的にどのようなメリットがあるのかが理解できない。 ・市営の認定こども園がモデルとして、民間にこうあるべきとの押付けをしてはいけない。 ・幼稚園の良さが教育的なところにあるように読み取れるが、乳幼児期に教育が必要だろうか。 ・一つの園の中で「幼稚園組」「保育園組」と別れてしまい、物質・精神面で、子どもが格差を感じるようになってしまわないか。 ・今後の入所先を選択するために、どの市営保育所がモデルとして認定こども園になるのか示してほしい。 	<p>69</p>	<p>認定こども園は、保育園の保育機能と幼稚園の教育機能を備えた施設として、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもを受け入れ、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て関連情報や親子の交流の場の提供、子育て家庭の相談対応等、地域の子育て支援を担う施設です。</p> <p>認定こども園では、1号認定こども（※）が受ける幼児教育は、概ね14時までとなりますが、2号認定こども（※）と同じクラスで同じ内容の教育を受け、共に過ごすこととなります。</p> <p>本市では、市立幼稚園、市営保育所がそれぞれ長年培ってきた幼児期の学校教育・保育の理念を融合した本市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」を策定し、私立幼稚園、民間保育園での取組状況を踏まえながら、一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園に移行することにより、認定こども園への移行を検討する事業者への支援に取り組みます。</p> <p>モデル的に認定こども園に移行する市営保育所については、保育所や幼稚園の分布等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>（※） 1号認定子ども：3～5歳の幼児教育のみ 2号認定子ども：3～5歳の保育を必要とする子ども</p>

4 障害のある子ども、虐待を受けた子ども等の入所への対応に関すること（143件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・市営保育所は、虐待を受けた子ども、支援の必要な親子、障害のある子どもの受入れを多くしており、その保育や研修などの蓄積がある。 ・市営保育所は、民間保育園では対応できない障害児や被虐待児などを受け入れ、将来的に社会的自立が可能となるような保育を目指してほしい。 ・障害のある子どもや虐待を受けた子どもが利用しやすいよう、市として責任を持って運営してほしい。 ・障害児や被虐待児の早期発見・早期対応を市営保育所の役割として位置付けると、市営保育所における障害児、被虐待児等の割合が高くなるのではないかと不安である。 ・現実には民間保育園で受け入れられない子どもが市営保育所に入所・転所している。 ・障害のある子どもに対する職員配置の基準について、公民格差をなくさなくてはならない。 ・市営保育所は今後新たに児童相談所の分室的な位置付けを行い、地域の児童福祉の核として、障害を持つ児童や問題を抱える家庭の相談や療育に力を入れていただきたい。 ・障害、虐待、家庭での養育が十分でない子の保育所への受入れ等の役割を放棄することに反対である。 ・民間保育園では受け入れてもらえない障害を持った子どもたちがいたり、途中入所ができない状況がある中での民間移管には反対である。 ・障害のある子どもたちは民間の保育所になかなか入れない。どこでも入れるような体制を整えてから民間移管を進めるべきである。 ・市営保育所は年度途中入所への対応や障害のある子ども、虐待ケースの受入れに大きな役割を担っており、新たな民間移管は京都市全体の保育の質の低下を招く。 ・受入れが柔軟な市営保育所の存在は必要だ。民間になって同様のサービスが受けられるとは思わない。 	<p>143</p>	<p>平成25年度末の障害のある子どもに係る職員加配の対象となる児童数は、民間保育園で1,014人、市営保育所で257人となっています。</p> <p>民間保育園における、障害のある子どもの受入状況については各園により差が見受けられるところですが、いずれの園においても、障害のある子どもの受入れが積極的に行われ、障害のある子どもが希望に応じ、身近な地域の保育園に入所できるよう環境整備を図ることが必要です。</p> <p>このため、本市の障害児保育の推進の取組として、京都市保育園連盟による民間保育園への障害児保育巡回相談や、児童福祉センターの地域班における、保育園の障害相談を行っています。</p> <p>また、障害のある子どもに対する職員加配の対象となる児童の認定方法と職員加配について公民で違いがありましたが、このうち認定方法について、平成25年度から、民間保育園においても、従来の書面審査に加えて、市営保育所と同様に専門職が児童の行動観察を直接行う訪問調査を行ったうえで、判定会議により認定するよう、見直しを行いました。この見直しにより、民間保育園における認定児童数は、前年度から219名増加し、障害のある子どもに対する職員配置が充実し、入所児童全員の処遇の向上が図られました。</p> <p>職員加配については、現在の市営保育所における加配のあり方も見直す中で、公・民の職員加配の統一化を図ることとします。</p> <p>併せて、市営保育所が培ってきた障害児保育について、広く情報を発信し、本市全体の保育の質の向上を図っていきます。</p> <p>また、虐待を受けた子どもや気になる子どもについて、民間保育園においても、より多くの受入れを行っていただけるよう、児童福祉センターや子ども支援センターなど、関係機関の連携による支援の強化を図ります。</p> <p>年度途中入所の対応については、民間保育園の新設や既存の民間保育園の増改築等による定員拡大などで受入枠の拡大を図っており、引き続き公・民共に対応してまいります。</p>

5 地域の子育て支援に関すること（33件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・市営保育所の子育て支援について、継続するとともに、より発展させていってほしい。 ・引き続き担っていく役割・機能の中でも特に虐待の早期発見は必要であると思う。 ・虐待防止のセーフティネットの役割を充実させ、地域子育て支援の強化に努めるべきだ。 ・地域におけるすべての就学前児童に対応できる機能・能力を備えていただきたい。 ・園庭開放では他の保護者や子育て支援担当の保育士とも話す機会が増え、子どももとても喜んでる。 ・市営保育所は地域の子育て拠点として専任の先生がいて、利用しやすく、未就学児童と親のコミュニケーションの場として、とても重要な場所となっていると思う。 ・虐待・障害の早期発見・早期支援等が、各区に1つの市営保育所では担っていけない。 ・拠点事業は行政が実施することで、保健所等他の機関と繋がりやすいという利点がある。今の内容を民間へ引き継ぐのは困難である。 ・拠点事業の民間委託について、安定した拠点事業ができるとは考えられない。 ・入所する子どもだけでなく、地域の子育て中の人にとっても重要な拠点となる市営保育所は必要である。 ・一部の民間保育園においては積極的な子育て支援を行っているとは感じられない。 	<p>33</p>	<p>市営保育所においては、現在、16箇所専任の保育士を配置して、地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を実施し、地域に出向き幅広く子育てに関する相談等に対応する取組を展開していますが、今後、各区・支所の区域を担当する保育所を明確にして拠点事業を実施し、広域的なネットワークの構築を図るとともに、障害のある子どもや、虐待を受けた子どもに対する積極的な対応、養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等の実施など、地域の子育て家庭に対する支援に取り組み、各区・支所の区域全体を活動範囲とする地域の子育て支援拠点として、更なる機能強化を図ります。</p> <p>なお、子育て関連情報の提供、子育て親子の交流の促進等の身近な地域の子育て支援については、これまでから児童館・民間保育園等で行われてきたところですが、今後更に充実した取組となるよう連携し、地域の子育て支援の更なる推進を図ります。</p>

6 民間への移管に関すること（1, 851件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>＜肯定的意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改定案で概ね1行政区に1保育所というバランスの配置になり、公立としてのセーフティネット的な役割として最小限の機能を残しつつ民営化の方針が示されたことは望ましい方向性と言える。 ・民間、市営のどちらが良いということではなく、民間でできることは民間で、民間でできないことは市営で行う役割分担を行うのがよいのではないか。 ・保育サービスが実質的に悪化しないのであれば、民間移管については合理的なお金の使い方であり賛成できる。 ・保育ニーズが増え続ける中、民営化によって生じた予算を活用し、保育を利用できる受け皿を作ることが最優先されるべきである。 ・民間移管にこだわりはない。障害のある子どもの入所対応等が充実し、良い内容であるなら問題ない。 ・子どもたちを安心して預けられる保育園なら民間でも市営でもどちらでもよい。 ・民間でできることは民間に移管していくことは賛成である。安心して子どもを預けられるよう、移管後の行政による点検やチェックをお願いしたい。 	<p>20</p>	<p>比較的大規模で、ターミナルに近いなど、広域の地域の子育て家庭に対する支援施設としての役割を担い得る市営保育所については、地域の子育て支援拠点として、更なる機能強化を図ります。</p> <p>一方、本市の厳しい財政状況の下、今後とも増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため、民間保育園におけるこれまでの取組や民間における運営の柔軟性・運営費面でのメリット等を踏まえて、市営保育所（京北地域を除く。）が複数所在する地域（左京区、中京区、南区、伏見区）の保育所について、平成29年度からの3年間で6箇所を民間に移管することとします。これによって生じた財源については、本市の子育て支援の更なる拡充を図るために活用します。</p> <p>移管後の運営状況については、指導監査や保育園への定期訪問により確認するとともに、移管後3年以内に第三者評価の受審を義務付けることとしています。</p>

<p><否定的意見及び慎重に実施すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営保育所の担ってきた普遍的な役割を無視した民間移管の基本方針に全面的に反対する。 ・市は一定程度保育に直接責任を持つべきである。 ・支援の必要な家庭や子供たちに対し、行政の責任の下で保育を行っていくのが本来のあり方ではないか。 ・なぜ地域のセーフティネットである保育所を民営化するのか。地域の弱者を切り捨てるのか。 ・公と民では、障害のある子の受入れや一時保育の利用状況に明らかに違いがあり、この違いを是正せずに移管すれば、保育環境の維持ができない。 ・市営保育所は地域の未入园児、保護者に対する取組、重度障害の子どもたちへの支援において大きな役割を果たしている。その実績を他の民間保育園にも広げ、全体の質の向上を目指すべきである。 ・市営保育所の保育は、保育内容に偏りがなく、子どもの発達を中心に考えられている。 ・京都市の保育の質の向上には市営保育所は絶対に必要だ。 ・他都市に比べて市営保育所が少ないのに、更に民営化するのはやめてもらいたい。 ・市営、民間それぞれに特徴や良い部分がある。保護者の選択肢が狭くならないよう、市営保育所を残してほしい。 ・公立の保育に誇りをもって継続・存続してほしい。民営化は誰のためにもならない。 ・コストカットのために子どもを犠牲にすることは許せない。 ・経費削減のために他にできることはあるはずだ。 ・民営化を進めるのではなく、市の予算拡充こそが市民の願いである。 	<p>7 4 1</p>	<p>本市においては、約9割の民間保育園と約1割の市営保育所が一体となって、保育所入所をはじめ、多様な保育サービスを提供していますが、保育サービスの更なる充実とともに、新たな保育ニーズに対する取組も求められています。</p> <p>これらに応えるため、平成24年5月に基本方針を策定し、市営保育所には民間保育園とは異なる、行政直営の保育所としての役割・機能を持たせる一方、民間保育園と比べて高コストとなっている現状を踏まえ、民間保育園による取組で十分に対応が可能であるものについては、民間保育園への移管に取り組み、公・民が一体となって本市全体の保育水準の向上を図ってまいります。</p>
---	--------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園の賃金が低すぎるのであり、低い方に合わせて行く方針では保育の質の低下に直結するのではないかと危惧する。 ・民間の保育士が長く働ける環境をつくるべきではないか。 	6 5	<p>民間保育園に対しては、いわゆるプール制において、年間40億円を超える本市独自の補助金を投入することにより、国基準を上回る保育士を配置するとともに、処遇改善に取り組んでいます。</p> <p>この結果、本市の民間保育園職員の給与については、全国平均の1.4倍となっており、全国でもトップクラスの保育水準を確保しております。</p> <p>また、平成25、26年度においては、国の財源を活用し、「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施しました。さらに、新制度下においては、公定価格において処遇改善等加算が設けられる予定です。</p> <p>平成26年度には、「京都市保育人材サポートセンター」を開設し、保育園に勤務する保育士からの相談に応じるとともに、就業継続支援研修を実施し、保育士の離職防止に努めています。また、社会福祉施設で働く職員の悩みごとや心配ごとについて専門のカウンセラーが相談に応じる「メンタルヘルス相談室」を開設し、職員の心の健康の保持増進を図っています。</p> <p>今後も引き続き民間保育園の保育士等の処遇向上に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・時間をかけ、保護者との十分な協議をするべきである。 ・反省点、改善点など検討される間もなく次々と移管されている。急速な変化は現場の混乱を招き、子どもに悪影響を与えるのではないか。 ・民営化が全く悪いとは思わないが、進め方が早すぎる。考えなく無理やり進めていることに疑問を感じてしまう。 ・保護者の多数が反対している保育所に関しては、移管の対象とすべきではない。 ・こんなに大切なことが積極的に周知されていないことに納得できない。もっと市民に分かりやすく情報を知らせるべきである。 ・民営化と新制度への対応を同時に進行させることには無理がありすぎる。 ・移管後の影響や現場の混乱等を考慮した改革の進め方を強く求める。 ・当事者や保護者、現場の声を聴く気はあるのか。性急で強引な移管には安心できる要素が一つもない。 	1,025	<p>市営保育所の今後のあり方については、保育を取り巻く情勢が変動する中、本市の厳しい財政状況の下で、公民全体で本市の保育を向上させていく必要があることから、「京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会」における約1年4箇月にわたる審議を経て、平成23年12月に「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」として取りまとめられ、この最終意見を踏まえ、本市において、平成24年5月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>この基本方針の改定に当たっては、平成26年5月及び7月の京都市子ども・子育て会議の幼児教育・保育部会において、市営保育所の今後の方向性に係る意見聴取を経たうえ、8月の同部会で基本方針（改定版）案を示し意見聴取を行いました。</p> <p>また、移管対象とする6箇所の保育所の保護者の方々及び市営保育所保護者会連絡会に対しては説明会を開催するとともに、平成26年8月26日から9月25日までの1箇月間、広く市民の皆様の意見の募集を行いました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・すべての保護者の不安を払拭してから民間移管を行うべきである。 ・市民に分かりやすく説明し、移管以外の方法がないということを納得してもらう努力を尽くしたうえでコストカットの決断をする必要がある。 ・時間をかけて説明することで、現在の対立的な行政と保護者の関係を対話的ないしは協力的な関係に変えることができるのではないか。 		<p>今後、民間への移管に当たっては、移管先法人の選定や、引継ぎ・共同保育など、それぞれの時期に応じて、保護者の皆様に丁寧に説明させていただくとともに、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮してまいります。</p>
--	--	--

7 民間への移管のプロセスに関すること（413件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・移管先を選定する際に、ここだけはクリアすべきという項目と、点数の基準を設けていただきたい。 ・保育の経験のない法人等が移管先になった場合、「保育の質」は守られるのか。 ・移管先の募集条件の開示、選定委員に保護者も加えること、移管条件として保護者の要望を最優先順位とすることを求める。 ・移管先法人の選定に当たり保護者の意見を加味するとのことであるが、どの程度反映されるか分からない。 	239	<p>京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会においては、現在運営している保育園の状況、応募施設の運営計画や、応募団体が運営する保育園における保育等の審査基準を明示したうえで、基準に基づき審査を行うこととしています。</p> <p>保育の経験のない法人等の審査においては、とりわけ乳児保育の引継ぎが確実に行われる提案内容となっているかについて、選定部会で審査することとなりますが、審査方法については、今後、選定部会において審議いただくこととします。</p> <p>選定部会においては、移管対象保育所の保護者の意見を聴取し、移管先法人等募集要項について審議するとともに、実地審査を行う際に、保護者に同行及び意見の提出をいただき、当該意見を選定部会に提示したうえで審査を行うこととしています。</p> <p>なお、選定部会における移管先法人等の審査に当たっては、障害児保育に係るこれまでの取組実績についても評価することとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・京都市の保育の質がしっかり引き継がれていくか不安である。 ・市営保育所では、障害のある子どもを多く受け入れているが、民間移管となっても保育は引き継がれるのか。 ・給食費が園によって異なったり、寄付金などを求められないか心配である。 ・独自サービスにお金がかからないようにしてほしい。 ・布団の貸出しの廃止、お迎えに遅れた場合の延長料の請求、土曜日やお盆休み、平日の代休などはやめてほしい。 ・保育料が引き上げられたり、備品等の購入で親に負担がかからないか心配だ。 ・園庭開放が少なくなると遊びの場が減るので困る。 ・移管後に、今までと違うと感じる保護者の声を聴いていただき、指導を行う等のフォローをしてほしい。 ・一時保育を利用している。このような支援がなくなると本当に困る。 ・引継ぎ・共同保育の期間は2年間で 	91	<p>市営保育所の民間移管に当たっては、現在の市営保育所の取組を、移管後もできる限り引き継いでいただくよう、移管先法人等の募集要項において、移管後の運営に係る基本事項を遵守することを求めています。</p> <p>具体的には、保育内容や一時保育、園庭開放について、できる限り現状を維持することとしており、年間行事についても、当分の間（※1）現状を維持すること、移管前の開所時間を確保すること、休園日を日曜日、祝日及び12月29日から1月3日のみとすることを、募集要項の中で求めています。</p> <p>保育料については、市営、民間ともに本市が定めた基準に基づき決定されるものであり、移管により額が変わることはありません。その他の費用負担については、市が予め認めた費用以外の負担を保護者に求めないこと、やむを得ず新たな費用負担を求める場合は、移管先法人・保護者・京都市で構成する三者協議会（※2）において協議したうえで実施することとしてい</p>

<p>は短い。最低でも3年間は必要だと考える。</p>		<p>ます。</p> <p>2年間の引継ぎ・共同保育期間においては、保育の引継ぎのほか、移管先法人職員に市営保育所が実施する職員向け研修への参加を求めるなど、しっかりと引継ぎを行います。また、重度の障害があるなど特に配慮を要する子どもが移管時に在籍する場合は、より丁寧な引継ぎを行ってまいります。</p> <p>※1「当分の間」とは、移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間を言います。</p> <p>※2 三者協議会は、移管実施の1年前に設置し、概ね2箇月に1回、クラス代表の保護者に参加いただき、移管後の保育園の運営等について協議を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・これまで民間移管された保育所の検証はきちんとされているのか。 ・これまでの移管が本当に適当であったか、保育の質の低下がなかったのかという検証を行い、市民に公開することが次の移管への取組の最低条件である。 ・総括も行われないうまま更なる民間移管を進めることは反対である。 ・2箇所の保育園の民間移管から半年が経過したが、保護者や職員からどのような意見が出ているか聴かせてほしい。 ・第三者機関による検証委員会をつくり、その報告に基づきながら更なる移管を進めるべきだ。 ・既に移管した保育園のフォローや報告があってこそその話だと思うので、丁寧に進めていただきたい。 ・移管の是非を問うのではなく、移管後の問題に取り組んだ方がよい。 	<p>3 3</p>	<p>平成25年度から室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所において、引継ぎ・共同保育を実施してきており、移管に当たって課題が生じれば、引継ぎ・共同保育や三者協議会の運営を行う中でしっかりと把握し、解消に努めています。また、共同保育を行っている本市職員のみでの協議や、移管先法人職員との合同会議により、課題の共有を図っており、円滑な移管ができています。</p> <p>今後、移管対象保育所の保護者説明会において、すでに民間移管を実施した保育園における三者協議会の様子について、情報提供を行います。</p> <p>なお、移管後において、提供されるサービスの質を検証するため、移管後3年以内に第三者評価の受審を義務付けるとともに、本市が毎年度実施する民間保育園に対する指導監査に加えて、当分の間、移管後の保育園を定期的に訪問し、保育の実施状況を確認します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援が必要な家庭が増えている中、保護者はどうなってしまうのか心配である。 ・市営・民間のメリット・デメリットを分かりやすく教えてほしい。 	<p>2 0</p>	<p>民間保育園では、各保育園における保育の理念や目標に基づき、保護者の意見も採り入れながら、独自性や創意工夫を活かした保育を実践されています。</p> <p>市営保育所では、全保育所統一した保育理念に基づき、各保育所で保育に取り組んでいます。</p> <p>民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、保育所保育指針に則した保育を実践するとともに、保育の質の向上に向けた取</p>

		<p>組や地域の子育て支援を推進しています。</p> <p>なお、保育所保育指針において、保育所では、保護者支援を行う必要があることが規定されており、公・民共に取り組んでいます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・民間移管により生じた財源を保育だけでなく、子育て支援全般に活用してほしい。 ・民間移管により生じた財源を具体的にどのように活用するのか明確にしてみらいたい。 ・京都市として保育予算を独自に保障してほしい。 	20	<p>本市全体において、平成29年度末には、26年度末と比較して約4,700人の保育を必要とする児童が増加すると見込んでおり、保育園等の整備や運営に係る財源を確保する必要があります。</p> <p>平成24年度と平成25年度の決算を比較すると、保育所入所児童数が約230人増加した結果、保育所運営費総額で約4億円増加しています。</p> <p>平成26年度の保育所運営費予算総額は約363億円で、このうち保育料の国基準からの軽減分として約27億円、民間保育園職員の処遇改善等の本市独自の充実分として約53億円を計上しています。</p> <p>今後とも、増加する保育ニーズへの対応も含め、子育て支援の更なる拡充を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り保護者にも負担の協力をしてもらい、市営保育所を減らさないようにする努力をすればよいと思う。 ・保育料を上げる、布団の貸出しを廃止する、行事を減らすなどいろいろ工夫できると思う。 	6	<p>これまでから、保育所運営における公民格差の解消に努めていますが、市営保育所は民間保育園と比べて高コストとなっている現状及び民間における運営の柔軟性等を踏まえ、民間への移管に取り組むこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントは何に活用されているのか。 ・パブリックコメントの意見や提案を盛り込んだ基本方針に変更してもらいたい。パブリックコメントを全て公開してもらいたい。可能な限り個別具体的に回答してもらいたい。 	4	<p>基本方針（改定版）につきましては、市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、一部を変更したうえ策定しました。</p> <p>（主な変更点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児に対する職員加配について、公・民の職員加配の統一化を図ることとしました（「基本方針」（改定版）P12） ・民間への移管に当たり、重度の障害があるなど特に配慮を要する子どもが在籍する場合は、より丁寧な引継ぎを行うこととしました。（「基本方針」（改定版）P16） ・移管後の本市の関与として、当分の間、移管後の保育園を定期的に訪問し、保育の実施状況を確認することとしました。（「基本方針」（改定版）P16）

8 その他（17件）

御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・西京区，右京区にも公営保育所があるべきだ。 ・今後とも増加かつ多様化する保育ニーズに本当に応えるために，市営保育所を増やす計画を入れてもらいたい。 	9	<p>市営保育所を新設する場合，国の財政措置は見込めず，整備に要する費用の全額を本市独自の負担で賄うこととなることから，本市の厳しい財政状況の下で，市営保育所を新たに設置することは困難です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童ゼロは素晴らしいが，保育士の人数も設備も充実させるべき。 	7	<p>保育所待機児童の解消については，民間保育園の新設，増改築，昼間里親や小規模保育事業の設置促進等，更には，幼稚園の良さを活かした預かり保育の実施等様々な取組により，受入枠の拡大を図っています。</p> <p>また，保育士確保対策については，本市独自の民間保育園への運営補助により，保育士について，例えば，4歳児の場合，国基準では児童30人に対し1人のところを，児童20人に対し1人とするなど，手厚く配置しています。</p> <p>また，保育士等就職フェアを実施するとともに，平成26年度には「京都市保育人材サポートセンター」を開設し，資格を持ちながら現場から離れている潜在保育士の掘り起こしや，勤務条件の調整，あっせんのほか，再就職のための研修を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営費とはどのようなものか具体的に示してもらいたい。 	1	<p>保育所運営費は，主に入所児童の処遇費，職員の人件費及び施設の維持管理費等であり，厚生労働省令で定める「児童福祉施設最低基準」を維持・充足させるために必要な経費です。</p>